

厚岸町条例第5号

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、医療を受けようとするときは」を「医療を受けようとするときは」に、「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。